

○山口県警察の広報活動に関する訓令

令和3年10月1日

本部訓令第26号

(目的)

第1条 この訓令は、山口県警察における広報活動を適正かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

(広報活動の定義)

第2条 この訓令において、広報活動とは、山口県警察に対する県民の理解と協力を得るため、警察活動の実態をあらゆる方法により正しく県民に伝える諸活動をいう。

(警察職員の基本的な心構え)

第3条 警察職員は、広報活動の重要性を理解し、あらゆる機会を活用して積極的にその推進に努めなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、所掌の業務に関し、常に効果的かつ積極的な広報活動を推進するものとする。

(総務課長の責務)

第5条 警務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、広報活動を効果的に進めるための総合的な運営に当たるものとする。

(広報事務)

第6条 広報事務は、おおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報活動に必要な企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 広報資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (3) 各種広報媒体の活用及びこれに対する便宜供与に関すること。
- (4) 警察職員に対する広報活動の指導に関すること。
- (5) 官公庁、その他団体等との広報連絡に関すること。
- (6) 報道機関に対する発表その他の報道連絡に関すること。
- (7) 警察施設見学に関すること。
- (8) その他広報活動に関して必要なこと。

(広報事務担当者)

第7条 広報事務を円滑に推進するため、各所属に広報事務担当者を置く。

2 広報事務担当者は、次長、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

(広報事務担当者の責務)

第8条 広報事務担当者は、所属長の指揮を受け、所属における広報事務の推

進に当たるとともに、総務課長と緊密な連絡を保ち、警察全般の広報活動の総合的な運営に協力しなければならない。

(広報事務担当補助者)

第9条 所属長は、広報事務担当者が広報事務を執ることができない場合に広報事務担当補助者を指定し、広報事務を代理させるものとする。

2 広報事務担当補助者は、警部補以上の階級にある警察官又は警部相当職以上の一般職員をもって充てる。

(広報企画会議等)

第10条 総務課長は、広報活動について必要があるときは、広報事務担当者の全部又は一部の出席を求め、広報企画会議を開くことができる。

2 前項の会議において必要があると認めるときは、有識者を部外から招へいし、広報活動について意見を求めることができる。

3 所属長（総務課長を除く。）は、所属において広報活動に関する会議を開く場合は、総務課長又は広報官の出席を求めることができる。

(報告)

第11条 所属長は、次に掲げる事項について、総務課長を経て速やかに警察本部長に報告するものとする。

(1) 特に重要と認める広報活動の実施計画

(2) 広報活動に関する重要又は特異な事件の発生及び処理状況

(3) その他広報活動上参考となる事項

2 警察署長は、毎月の広報活動状況について、別に定めるところにより、総務課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。